

適用法令	<u>労働安全衛生規則（略称：安衛則）第594の2 皮膚等障害化学物質等</u>	
主な法規制 対象物質	一般名称	略号
	トルエンジイソシアネート	TDI
	4,4' - ジフェニルメタンジイソシアネート	4,4'-MDI
	ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート	PMDI
	イソホロンジイソシアネート	IPDI
	ヘキサメチレンジイソシアネート	HDI
	メチレン-ビス - o - クロロアニリン	MBOCA MOCA
取扱事業者 の主な義務	<p><u>（安衛則第594条の2）</u></p> <p>皮膚等障害化学物質等とは、労働安全衛生規則（安衛則）第594条の2において、「化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。）」と規定されています。</p> <p>この内、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質を皮膚刺激性有害物質といい、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質を皮膚吸収性有害物質といいます。</p> <p>国によるGHS分類は見直しが行われますので最新の情報を確認する必要があります。</p>	
最終確認： 2025年4月1日		